

# 清瀬市特別支援教育推進計画

(第三次実施計画)

平成28年3月

清瀬市教育委員会

## はじめに

平成18年に学校教育法の一部が改正され、平成19年4月から特別支援教育の制度が始まった。また、東京都教育委員会においては、平成16年東京都特別支援教育推進計画が策定された。これを受け、清瀬市においては平成19年度に清瀬市特別支援教育推進計画が策定され、平成24年度までの間実施されてきた。その後平成25年度から27年度を計画期間とした第二次実施計画が策定実施された。今回はこの第二次実施計画を評価し、新たな3年間の第三次実施計画を策定するものである。

この間、国際社会では国連において「障害者の権利に関する条約」が採択され、各国において障害者施策が進められている。我が国においても、条約の批准に向けた検討が行われ、「障害者基本法」の一部改正、「障害者の虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）、学校教育法施行令の改正（就学先を決定する仕組み等の改正）など障害者に関する様々な制度が整備された。

教育分野においては、インクルーシブ教育システムの構築を目指した取り組みが求められることになる。平成28年4月に施行される障害者差別解消法には、合理的配慮の提供が義務として示され、各学校には基礎的環境整備と合理的配慮の提供が求められる。環境整備を進め、障害のある子供が障害のない子供と共に学べる教育の在り方を追求することは重要であるが、中央教育審議会初等中等教育分科会報告にある、「基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」との指摘に十分留意する必要がある。

東京都教育委員会では、この間、自閉症の児童生徒への指導として「社会性の学習」の開発や共生社会の実現を目指す「副籍」制度の充実などの施策を推進し、さらに通級による指導の形態を児童生徒が通級する方式から教員が巡回して指導する特別支援教室とするなどの特別支援教育の推進を図ってきた。

本市においてもこれらの特別支援教育に関する状況を踏まえ、第三次実施計画を策定した。計画の実施に関しては、現在検討がされている学習指導要領の改訂に向けた議論を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進を図っていくこと、そのための基礎的環境の整備や合理的配慮の充実などを含め、計画の確実な実施に期待する。

平成28年3月

清瀬市特別支援教育評価・検討委員会委員長 岩井 雄一

# 目 次

## 第一部 清瀬市特別支援教育推進計画について

### 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的 . . . . . 2
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

### 第2章 第二次実施計画の成果と課題

- 1 学校における取組 . . . . . 3
  - (1) 学校における総合的な教育体制
    - ①教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化
    - ②校内委員会の充実
  - (2) 教育内容・方法の充実
    - ①個別の教育支援計画及び個別指導計画のさらなる活用
- 2 教育委員会の取組 . . . . . 4
  - (1) 特別支援教育体制の整備
    - ①清瀬市型特別支援教室の整備と通級指導学級の具体的な在り方
    - ②今後の固定学級の具体的な在り方
  - (2) 相談及び支援体制の整備・充実
    - ①総合相談支援センター化構想
    - ②就学相談体制の在り方
  - (3) 施設等の整備
    - ①施設等の整備の具体的な在り方
  - (4) 評価
    - ①本計画の検証と評価の在り方
- 3 関係機関の取組 . . . . . 6
  - (1) 副籍制度充実の具体的な在り方
  - (2) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方
  - (3) 保護者・市民等に対する具体的な広報活動等の在り方
  - (4) 特別支援教育の動向について

## 第二部 第三次実施計画の具体的な展開

### 第1章 清瀬市の方針と実態

- 1 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (1) 理念及び方針
  - (2) 現状と課題
    - ①清瀬市の特別支援教育の概要
    - ②課題

### 第2章 教育委員会における取組の充実に向けて

- 1 特別支援教育体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (1) 特別支援教室の整備・充実と特別支援学級の指導力向上、通常の学級における特別支援教育体制の充実
  - (2) 指導及び支援の充実と継続性の強化
  - (3) 相談体制の整備及び機能強化
  - (4) 評価

### 第3章 関係機関における取組の充実に向けて

- 1 副籍制度の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 専門家チームによる学校支援について・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 理解啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

### 第4章 学校における取組の充実に向けて

- 1 学校における総合的な教育体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

## 第一部

### 清瀬市特別支援教育推進計画について

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 第二次実施計画の成果と課題

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目的

この計画は、「手をつなぎ 心をつむぐ 緑の清瀬」の具現化を図るために、障害のある子供も障害のない子供も、共に生きる共生社会(\*1)の実現を目指すために、通常の学級に在籍する発達障害の子供も含めて、支援を必要とする全ての子供たちに対して全市立小・中学校で特別支援教育(\*2)を実施すること、その教育活動に全ての教員、保護者、児童・生徒が系統的、組織的、継続的に関わることを実現するための、3年間を見通す行政計画です。

本計画では、国の示すインクルーシブ教育システム(\*3)の理念に基づく合理的配慮の提供や基礎的環境整備等に対する教育委員会による課題の整理と児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図るための学校の取組、関係機関の取組など、これからの本市における特別支援教育推進体制の充実について総合的な視点から計画するものであり、児童・生徒等の将来の自立・社会参加(\*4)に向けて、清瀬市としてその推進にあたるものです。

## 2 計画の位置付け

- (1) この計画は、「第4次清瀬市長期総合計画」(\*5)を踏まえた計画として位置付けます。
- (2) この計画は、「清瀬市教育総合計画マスタープラン 生き活きと学び合う清瀬(平成28年度まで)」(\*7)の目標達成のための5つの柱における「学校が自信をもち信頼される清瀬」を実現するための施策として位置付けます。
- (3) この計画は、平成27年12月に清瀬市教育委員会教育長へ報告された「清瀬市特別支援教育推進計画(第二次実施計画)評価・検討委員会報告書」により、これまで推進されてきた清瀬市における特別支援教育について見直し、策定したものです。また、この計画の基本的な理念や方針は、「清瀬市特別支援教育推進計画(第二次実施計画)」(\*8)を引き継ぎます。
- (4) この計画は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成22年11月 東京都教育委員会)」(\*9)に基づいて清瀬市における特別支援教育の推進に関する方向性を定めるものです。
- (5) この計画は、「障害者の権利に関する条約(平成26年1月批准)」(\*10)や「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(\*11)に基づいて、清瀬市におけるインクルーシブ教育システム構築に関する方向性を定めるものです。

## 3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から概ね10年間の長期総合計画のうち、平成28年度から平成30年度までの「第三次実施計画」とします。

計画区分	計画期間	計画の策定時期
第一次実施計画	平成19年度～平成24年度	平成19年2月
第二次実施計画	平成25年度～平成27年度	平成25年2月
第三次実施計画	平成28年度～平成30年度	平成28年2月

## 第2章 第二次実施計画の成果と課題

### 1 学校における取組

#### (1) 学校における総合的な教育体制

- ① 教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーター(\*12)の役割の明確化
  - 特別支援学級設置校長連絡会において、特別支援学級(\*13)の現状や課題について特別支援学級設置校長と教育委員会事務局とで情報共有を図り、特別支援学級における教育活動の充実に資する検討を進めました。
  - 全ての小・中学校で特別支援教育コーディネーターを校長が複数名指名し、配置しました。
  - 特別支援教育コーディネーター研修にステージ制を取り入れ、校長の育成方針を踏まえたステージの決定とともに、特別支援教育コーディネーターの経験や能力に応じた研修を実施しました。
  - 市若手教員育成研修において、特別支援教育をテーマとした講座を実施し、特別支援教育に対する教員の理解を深めました。
  - 夏季専門研修において、特別支援教育に関する講座を毎年実施しました。
  - 都立清瀬特別支援学校(\*14)との共催による三市合同研修会を研修体系に位置付け、計画的に参加させました。
  - 今後も引き続き、その職層や経験年数に応じて研修内容に系統性をもたせながら特別支援教育に関する研修を実施することが必要です。
  - 特別支援教育コーディネーターの役割及び校内における支援体制について、保護者に向けた積極的な理解・啓発を進める必要があります。
  - 特別支援教育コーディネーターの育成については、研修内容の充実とともに、校内におけるOJTによる資質・向上を図ることが必要です。
- ② 校内委員会(\*15)の充実
  - 校内委員会の位置付け及び役割が明確となり、各校での取組みが活性化されました。
  - 校内委員会の開催に当たっては、特別支援教育巡回指導員(\*16)を中心に外部の専門家、専門機関の参画についてのニーズが高まりました。
  - 校内委員会で扱うケースの内容に応じて、必要とされる専門家を各校で適切に判断し、意図的・計画的に参加していただくことが必要です。
  - 各校における合理的配慮の提供に関する基本方針を提言する組織として、相談・支援機能の強化を図る必要があります。

## (2) 教育内容・方法の充実

### ① 個別の教育支援計画(\*17)及び個別指導計画(\*18)のさらなる活用

- 就学支援シート(\*19)の作成及び活用について、就学相談員、指導主事等が就学前施設を訪問して保護者向けの説明会を実施しました。
- 「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」を作成し、就学前施設、小学校に配布するとともに、小学校では教育課程への明確な位置付けを行いました。(平成28年度より実施)
- 幼稚園・保育園・小学校合同の研修会を毎年開催し、円滑な就学に向けた指導の在り方を学ぶとともに、実態に即した情報共有が図られました。
- 全ての小・中学校において、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して個別指導計画を作成する取組が進みました。
- 就学支援シートの活用を一層促進するとともに、幼稚園・保育園から小学校への円滑な引き継ぎのための重要な資料として、その活用を図ることが必要です。
- 東京都教育委員会が示す「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」の具体的な活用に向けて、実践事例の研究とともに、書式の統一も含めて本市での活用に向けた研究が必要です。
- 個別指導計画については、本市の実態に即した書式の統一を図るために、特別支援教育コーディネーターを主体とした会議体において本市において効果的に活用できる書式の検討及び開発が必要です。
- 各種計画の策定、実施、評価に当たっては、保護者との連携を一層深め、効果的な指導・支援及び円滑な引き継ぎに活用することが必要です。
- 特別支援教育巡回指導員、就学相談員等が学校で作成する個別指導計画への指導・助言を進め、支援が必要な児童・生徒の個別指導計画が作成されるようにすることが必要です。

## 2 教育委員会の取組

### (1) 特別支援教育体制の整備

- ① 清瀬市型特別支援教室(\*20)(以下「支援ルーム」という)の整備と通級指導学級の具体的な在り方
  - 小学校に設置する補習指導を重点においた支援ルームでは、入室から退室までの一連の手続きを明確にすることができました。
  - 中学校における特別支援教室設置に係る課題を整理しました。
  - 通級指導学級担任が児童の在籍校を訪問して指導に当たる、巡回型の指導が広がりを見せました。
  - 東京都が推進する特別支援教室(以下、東京都型特別支援教室と記す)と、現在市内に

設置される支援ルームとの指導内容等の住み分けを明確にし、別々に共存させる方向が望ましいと考えます。その理由としては、支援ルームの設置目的が東京都の目指す特別支援教室の設置目的と目的が異なることもありますが、児童の学習の困難さに基づく補習教室として本市においてなくてはならない指導体制になっていること、また、東京都型特別支援教室の実施は情緒障害等通級指導学級からの移行となり、本市においても必須の課題となるからです。

- 小学校においては、東京都型特別支援教室の効果的な推進の在り方を早急に検討していく必要があります。
- ② 今後の特別支援学級の具体的な在り方
  - 障害種別ごとの教育課程及び施設の分離が明確となり、児童・生徒の実態に応じた指導が適切に行われました。
  - 知的障害特別支援学級における「教科等を合わせた指導」及び自閉症・情緒障害特別支援学級における「自立活動」の指導について、学校生活全体との関連や他教科等との関連を明確にしたうえで、児童・生徒の実態に応じた指導内容・指導方法について研究していくことが必要です。
  - 交流及び共同学習（\*21）の一層の充実を図るために、実態に応じた指導計画の立案や指導方法の工夫を図ることが必要です。特に、自閉症・情緒障害特別支援学級においては、通常の学級における交流および共同学習は児童・生徒の実態に応じて計画的に実施することが課題です。

## (2) 相談及び支援体制の整備・充実

- ① 総合相談支援センター化構想
  - 校長会、庁内関係各課、市内関係機関等の協力の下、総合相談支援センター開設に向けたプロジェクトチームを立ち上げて検討を行いました。
  - 教育相談センターの学校訪問を行い、学校配置のスクールカウンセラーとの連携を深めました。
  - スクールソーシャルワーカーの配置を計画的に進めました。
  - 総合相談支援センター化構想の実現に向けて、引き続き関係各部署の連携を深め、具体的な構想をまとめることが必要です。
  - 教育相談センターによる学校への支援体制の強化を図ることが必要です。
- ② 就学相談体制の在り方
  - 相談者及び関係委員の負担軽減を図るとともに、円滑な就学手続きのための相談システムを構築しました。
  - 就学相談の件数が増加傾向にあります。就学支援委員会や東京都型特別支援教室入室判定委員会の在り方や回数、実施時期等について、改善を図る必要があります。（就学支援委

員会に同教室入室判定委員会を組み込むなど)

- 就学相談・転学相談・通級指導学級入級判定における個別の支援が必要なケースの断続的な経過観察とフォロー相談の体制を強化することが必要です。

### (3) 施設等の整備

#### ① 施設等の整備の具体的な在り方

- 総合相談支援センター化構想の実現に向けて、具体的な組織の在り方を構築しました。
- 各校の実態に応じて、障害種別ごとの特別支援学級の施設分離が適正に行われました。
- 総合相談支援センター化構想の実現に向けて、引き続き関係各部署の協力の下、具体像の構築に向けた協議を行うことが必要です。
- 東京都型特別支援教室の開設に向け、本市の実情に応じた教室の確保や人員配置等の具体像を構築する必要があります。

### (4) 評価

#### ① 本計画の検証と評価の在り方

- 年度ごとに本計画の進捗状況を点検評価しました。
- 特別支援学級設置校長会等において随時、計画の進捗状況を点検するとともに、計画最終年度では、評価の総括を確実にを行い、計画の改善を図っていくことができました。

## 3 関係機関の取組

### (1) 副籍制度 (\*22) 充実の具体的な在り方

- 都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもつようになったことに伴い、就学相談において、その趣旨を確実に定着させました。
- 都立特別支援学校との連携を深め、間接的交流 (\*23) において、お便りシートを添付するなどの工夫が図られました。
- 特別支援教育コーディネーター研修において、副籍制度の理解に関する研修を毎年実施しました。
- 共生地域 (\*24) の実現に向け、直接的交流 (\*25) の可能性を各校の現状に鑑み検討していくことが必要です。
- 副籍を置く小・中学校の副籍児童・生徒に対する積極的なアプローチが望まれます。

### (2) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方

- 特別支援教育巡回指導員を中心に、各校への指導・助言の機能を強化しました。
- 特別支援教育巡回指導員や指導主事等が校内委員会に参画し、校内委員会の機能強化を

図りました。

- 本市の実態に即した専門家チーム(\*26)を編成し、各校への支援体制の強化を図ることが必要です。

(3) 保護者・市民等に対する具体的な広報活動等の在り方

- 本計画のリーフレットを作成したり、市報を活用したりして、特別支援教育の理念や本市における特別支援教育の進め方について、保護者・市民への理解・啓発を図りました。
- 保護者対象の研修会やリーフレット等による広報活動を一層充実させ、特別支援教育についての理解・啓発を一層進めていくことが必要です。

(4) 特別支援教育の動向について

- 特別支援教育に関する新たな制度や体制が提示される中で、これに伴った対応が必要になります。これに伴い、対応は教育のみならず、福祉等にも及ぶため、関係機関同士の緊密な連携が今まで以上に必要になります。

## 第二部

### 第三次実施計画の具体的な展開

第1章 清瀬市の方針と実態

第2章 教育委員会における取組の充実に向けて

第3章 関係機関における取組の充実に向けて

第4章 学校における取組の充実に向けて

本章では、それぞれの計画を説明するために「清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）」（平成25年2月 清瀬市教育委員会）から文章を引用しています。そのため、使用している用語・表現・表記等について平成25年度当時のままの表記を用いています。現在使用している用語・表現・表記等と異なる部分があることをご了承ください。

また、組織名等は平成27年度のものを使用しているため、平成28年度以降と名称が異なることがあることをご了承ください。

## 第1章 清瀬市の方針と実態

### 1 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針

この計画は、平成19年2月に清瀬市教育長へ報告された「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」（\*27）、平成25年2月に策定された「清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）」などにより、これまで推進されてきた清瀬市における特別支援教育について見直し、策定したものです。また、この計画の基本的な理念や方針は、「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」及び「清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）」を引き継ぎます。

#### （1）理念及び方針

特別支援教育とは、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。清瀬市では、これまで障害のある児童・生徒一人一人が、生涯に渡って、地域の一員として、社会的に自立した生活を送るために必要な「生きる力」を培うことを目指して、児童・生徒が生活する環境の整備や教育内容、指導方法の充実を図ることで、その能力及び可能性等を伸ばさせる特別支援教育を実践してきました。今後は、これまでの特別支援教育を基盤とした取組や共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、特別支援学級に在籍する児童・生徒又は、通常の学級に在籍する児童・生徒（知的な遅れのない、発達障害に起因する配慮を要する児童・生徒を含む）一人一人の教育的ニーズに対応することのできる特別支援教育を一層推進する必要があります。そこで、以下のことを清瀬市における特別支援教育を推進するための理念及び方針とします。

##### ① 清瀬市における特別支援教育の理念

知的な遅れのない発達障害等、特別な支援を必要とするすべての子供たちが、自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を培うためには、特別支援教育を取り巻く諸情勢を踏まえて、一人一人の教育的ニーズを把握し、必要な教育的指導、支援を系統的、組織的、継続的に行い、特別支援教育の改善・充実を図っていく必要があります。

清瀬市における特別支援教育は、学習障害（\*28）、注意欠陥多動性障害（\*29）、自閉症スペクトラム障害（\*30）等を含む知的な遅れのない発達障害の児童・生徒一人一人への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ全ての子供たちが生き生きと活躍できる共生社会の形成に資するため、個々の教育的ニーズに応え、その能力や可能性を伸ばす多様で柔軟な特別支援教育を展開します。

② 清瀬市における特別支援教育の方針

- ア) 障害の有無に関わらず、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、個々のニーズに最も応えることのできる多様で柔軟な教育を展開します。
- イ) 障害の重度・重複化・多様化に対応し、知的な遅れのない学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム等を含む障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実し、特別支援教育を推進します。
- ウ) 児童・生徒の特別な教育的ニーズに対応するため、学校・家庭及び関係諸機関が連携・協同し、地域の実情に応じた一貫した特別支援教育体制を整備します。
- エ) 児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、学校の専門的指導と教員等の資質・専門性の向上を図ります。
- オ) 児童・生徒等の多様な教育的ニーズに対応するために、教育環境の整備を推進します。

(2) 現状と課題

① 清瀬市の特別支援教育の概要（特別支援学級設置状況（学級数、児童・生徒数 等））

表1 設置状況

(平成25年4月1日現在) ※くぬぎ学級は情緒障害

学校名	学級名	設置方法	知的障害学級	自閉症・情緒障害学級	合計
清瀬小学校	ひばり学級	固定	3学級 17名	1学級 1名	18名
清瀬第七小学校	けやき・ひのき学級	固定	3学級 22名	1学級 3名	25名
清瀬第八小学校	くぬぎ学級	通級		2学級 19名	19名
清瀬中学校	1組	固定	2学級 13名	1学級 6名	19名

(平成26年5月1日現在)

学校名	学級名	設置方法	知的障害学級	自閉症・情緒障害学級	合計
清瀬小学校	ひばり学級	固定	2学級 16名	1学級 3名	19名
清瀬第七小学校	けやき・ひのき学級	固定	3学級 23名	1学級 5名	28名
清瀬第八小学校	くぬぎ学級	通級		2学級 21名	21名
清瀬中学校	1組	固定	2学級 12名	1学級 4名	16名

(平成27年5月1日現在)

学校名	学級名	設置方法	知的障害学級	自閉症・情緒障害学級	合計
清瀬小学校	ひばり学級	固定	2学級 16名	1学級 4名	20名
清瀬第七小学校	けやき・ひのき学級	固定	4学級 26名	1学級 6名	32名
清瀬第八小学校	くぬぎ学級	通級		4学級 34名	34名
清瀬中学校	1組	固定	2学級 12名	1学級 6名	18名

## ② 課題

- ア) 本市では、固定の知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級が同一校内で併設されています。この状況から、障害特性に応じた教育課程の編成や施設設備の工夫等を図るとともに、より一層障害特性及び発達段階に応じた教育活動を推進することが必要です。
- イ) 清瀬第八小学校における通級指導学級(\*31)においては、東京都型特別支援教室制度の導入に当たり、より一層指導の専門性を高めるとともに、拠点校の教員に対するファシリテーションの資質・能力を高めることが必要となります。また、東京都型特別支援教室における入・退級判定の基準の明確化を図ることが必要です。
- ウ) 東京都型特別支援教室開設の実現に向け、現在の清瀬市型特別支援教室の指導内容及び施設設備の調整を図り、円滑に完全実施するための取組が必要です。
- エ) 「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」(\*32)の施行に伴い、これまで取り組んできた特別支援教育の取組を全市的に一層強化するとともに、障害を理由とする差別の禁止の徹底を図り、今後、東京都が示す予定である対応方針を踏まえて、合理的配慮の理解や本人・保護者との合意形成を図るための具体的方策についての研修を実施するなどして、全教職員が専門性を向上させることが必要です。

## 第2章 教育委員会における取組の充実に向けて

### 1 特別支援教育体制の整備

#### (1) 特別支援教室の整備・充実と特別支援学級の指導力向上、通常の学級における特別支援教育体制の充実

##### ① ねらい

「清瀬市特別支援教育推進計画(第二次実施計画)」(平成25年2月 清瀬市教育委員会)(以下、「第二次実施計画」と記す)では、学習の補充指導を中心に行う本市固有の支援ルームと東京都型特別支援教室の中心をなしている自立活動の指導を行う通級指導学級の融合を目指しました。従来の支援ルームにおいて教科の補充指導を行いつつ、通級指導学級の教員が清瀬市型特別支援教室を巡回して必要に応じて自立活動の指導を行うことで、児童の課題に応じた指導の充実を図ることとしました。これを受けてモデルA校及びC校を指定し、支援ルームにおいて学習している児童に対して、その必要性に応じて通級指導学級担任が巡回して自立活動等の指導を行う、効果的な連携の在り方についての研究とともに、支援ルーム及び通級指導学級の入退級判定基準の明確化を図るための研究を進めてきました。A校においては、支援の必要性の把握及び校内委員会における情報共有を図り、校長の判断の下、支援ルームでの指導開始・終了までのプロセスを明確に構築することができました。また、C校においては通級指導学級において指導を受けている児童の在籍校を訪問し、訪問型の指導を展開できるようになってきました。しかしながら、支援ルームに在籍する児童が必ずしも通級指導学級の指導対象と一致しないことや、支援ルームにおいて特別支援教育を実践することについて、保護者の理解が得られにくいことなどの課題が明確になりました。

中学校においては、モデルB校を指定し、本市の中学校では初めてとなる支援ルームの創設及び中学校における東京都型特別支援教室の在り方を研究し、指導の在り方や、指導内容及び指導に当たる人員体制の構築について課題を整理してきました。この結果、教科担任制による指導を行う中学校においては、教科の学習を担保するためにも教育課程上の時間内からの取り出での補習指導は課題が大きいとの結論に至り、放課後の時間帯に指導を行うことが現実的であると考えられました。また、社会性の指導は巡回による指導を想定しましたが、教員の人的配置が困難であり、本市固有の特別支援教育巡回指導員や家庭と子どもの支援員等による指導を試行的に行いました。

固定の特別支援学級においては、一つの学校に知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級が併設されている本市の現状を鑑み、障害特性に応じた適切な教育課程の編成を行

うとともに、指導内容・指導方法の改善・充実を図るために、障害種別ごとに研究指定校を2校ずつ指定して効果的な指導の在り方の研究を進めてきました。

現在、清瀬第八小学校に設置されている情緒障害等通級指導学級は、東京都教育委員会が示す東京都型特別支援教室への移行に伴い、専門的な指導力を有する教員の指導を全市的に展開することを目指すために、制度の円滑な導入に向けた施設・設備の調整や指導体制等の調整と共に個々の教員の指導力を一層高めることが必要となります。また、既存の支援ルームにおける指導内容や施設・設備面でのすり合わせを十分に図り、支援ルームと東京都型特別支援教室の併存を念頭において、円滑な運営と効果的な指導を実現させることが重要です。

固定の特別支援学級においては、知的障害特別支援学級では、「各教科等を合わせた指導」を専門的に行なうことのできる教育機関として、知的障害のある子供たちが地域社会において、生き生きと生活していくための基盤となる力を育てるための専門性を一層高めなければなりません。また、自閉症・情緒障害特別支援学級では、障害を起因とする社会性やコミュニケーションの課題を改善・克服するための指導である「自立活動」を特設して指導することのできる専門的な教育機関として、十分なアセスメントに基づいた指導の専門性を一層高め、自立を高める社会生活の基盤となる力を育てなければなりません。

また、通常の学級においても、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会報告）」の実現に向けて、基礎的環境整備や合理的配慮の提供、合理的配慮の提供に係る本人及び保護者等の意志の表明を促す相談体制の強化を図ることが必要です。

以上、これまでの成果と課題を踏まえて、第三次実施計画の目標を以下の表に示します。

項目	第二次実施計画	第三次実施計画
特別支援教室の整備・充実	通級指導学級教員による巡回指導のモデル的实施	東京都型特別支援教室開設に向けた課題の整理を行いつつ、平成29年度のモデル試行の実施を経て現実的な課題を精査し、平成30年度の全小学校開設を目指す。
	中学校特別支援教室の指導内容・指導方法の研究	東京都教育委員会が行うモデル事業の成果を踏まえ、本市の実態に対応した特別支援教室の在り方を検証する。
特別支援学級の指導の充実	知的障害特別支援学級における教育課程の研究	「教科等を合わせた指導」である、日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導、作業学習の年間指導計画を日常生活の諸活動や各教科等の学習内容と関連付けて作成する。
	自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程の研究	「自立活動」の指導について、6区分26項目の内容を児童・生徒の実態と照らし合わせ、社会性や協調性を育てるための効果的で、継続的な指導の在り方を検証する。
通常の学級における特別支援教育体制の充実	学級経営補助員配置申請に係る個別指導計画の作成	インクルーシブ教育システム構築のための基礎的環境整備及び合理的配慮の提供に関する研究及び研修を行う。 教員の専門性向上を図る研修を実施する。 合理的配慮決定に係る相談体制強化のための研修及び研究を行う。

## ② 特別支援教室の具体的な在り方

ア) 東京都型特別支援教室の在り方（自立活動及び教科の補充）を研究します。

- i 支援ルームと東京都型特別支援教室の関係性を十分に考慮し、指導内容・指導方法及び施設・設備面での課題を整理し、円滑な移行を行います。
- ii 東京都型特別支援教室の設置目的に基づき、指導内容・指導方法の充実に資するための研究及び研修を推進します。
- iii 東京都型特別支援教室の導入に当たっては、拠点校及び巡回校、巡回グループの決定に際して、平成29年度の一部実施を通して課題を検証し、平成30年度に本市の実情に応じた東京都型特別支援教室を小学校全校に展開します。

イ) 東京都型特別支援教室の入退級判定基準を明確にし、適切な指導の期間を検証します。

- i 東京都型特別支援教室の導入に当たっては、平成28年度に校長会代表及び保護者代表による検討会議を実施し、平成29年度に一部導入、その検証結果に基づいて平成30年度に全校に開設します。
- ii 東京都型特別支援教室の入退級判定基準を明確にするために、校内委員会の機能強化を図るとともに、校内委員会から入退級判定委員会への情報共有を円滑に行なうための相談体制の整備を行いません。また、東京都型特別支援教室と支援ルームの入退級判定基準の関連についても明確にしていく必要があります。

## ③ 特別支援学級の具体的な在り方

ア) 障害種別に応じた効果的な指導の在り方を研究します。

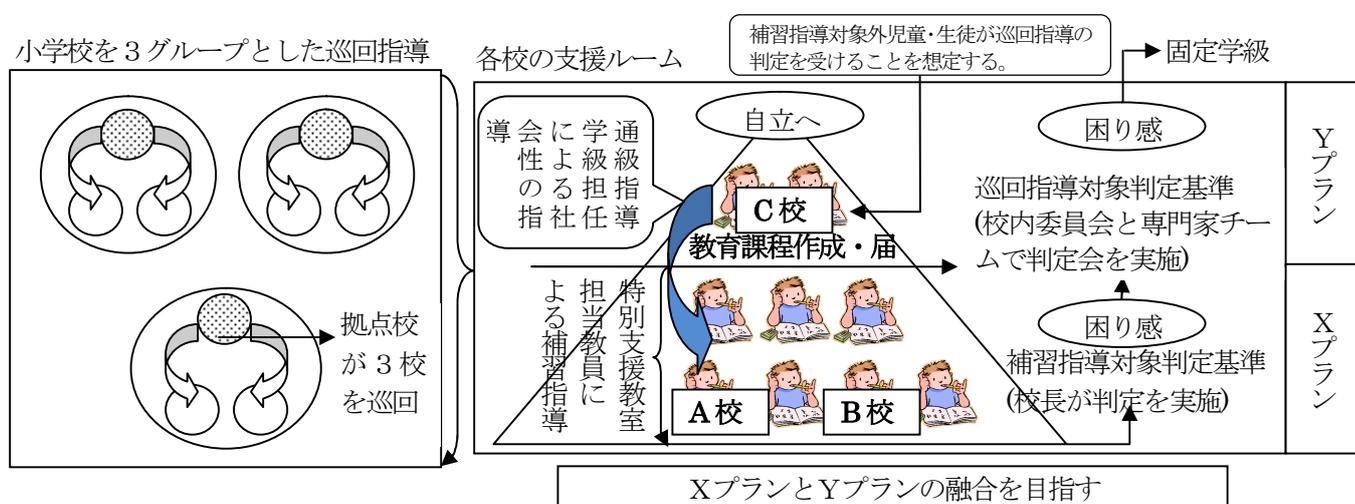
- i 知的障害特別支援学級では、各教科等における指導は基より、「各教科等を合わせた指導」である日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導、作業学習について、日常生活における諸活動との関連や各教科等との関連を明確にし、児童・生徒の発達段階に応じた指導内容・指導方法の改善を図るために、特別支援学級授業改善研修会や清瀬市教育研究会と連携を図りながら、研究を行い教育課程に明確に位置付けるとともに、実態に基づいた指導計画の作成を行います。
- ii 知的障害特別支援学級では、全ての教育活動に関連付けて自立活動を行うことが効果的であることを踏まえ、障害特性や発達段階に応じた自立活動の指導の在り方を研究し、教育課程に明確に位置付けます。
- iii 自閉症・情緒障害特別支援学級では、特設する「自立活動」の指導内容・指導方法を一層改善するための研究を行います。
- iv 小学校段階から義務教育終了後の進路等を見据え、自己実現を果たすためのキャリア発達の推進を図るために、特別支援学校高等部等の指導の実際を学ぶ場として、都立清瀬特別支援学校との共催による三市合同研修会を研修体系に位置付けます。

④ 通常の学級における特別支援教育体制の充実

ア) インクルーシブ教育システム構築のための理解・啓発を図ります。

- i 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に基づき、各学校における基礎的環境整備及び合理的配慮の提供に関する教員の理解を深め、校内における特別支援教育体制の強化を図ります。
- ii 合理的配慮の決定のために必要となる、本人及び保護者等の意志表明を促すために、校内における相談・支援体制の強化を図ります。
- iii インクルーシブ教育システムの理念を本市に在職する全ての教職員が確実に理解し、法的責務を果たすための資質・能力の向上を図ります。

**清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）で示した特別支援教室モデル**



**【モデル校の成果と課題】**

	モデル校	成果	課題
Xプラン研究	A校	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援ルーム入退級判定システム案を構築した</li> <li>通級指導学級担任による巡回指導を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援ルーム担当教員と巡回指導担当教員が連携した指導には至らなかった。</li> </ul>
	B校	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校における特別支援教室設置に係る課題を整理した。</li> <li>人的配置、指導時間の在り方など、具体的な課題解決に向けて検討を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導のための教室、指導の在り方などの課題解決に至らなかった。</li> <li>巡回指導担当教員との連携による指導に至らなかった。</li> </ul>
Yプラン研究	C校	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデルA校からの通級児童に対して、在籍校であるA校における社会性の指導を行い、通級による指導の時間を減らす試みを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点校についての研究ができなかった。</li> </ul>

**特別支援教室入室までの流れ**

清瀬市（第二次実施計画案）	東京都（新制度）
<p>【基準Ⅰ】 支援ルーム担当教員による補習指導 校内委員会において協議し、校長の判定により、指導を開始</p> <p>【基準Ⅱ】 通級指導学級担任による社会性の指導 校内委員会と専門家チームにより判定し、指導を開始</p>	<p>対象児童の支援レベルが3であり、保護者の合意も得られた場合には、校長は特別支援教室での特別な指導の開始について、教育委員会に申請する。（事前に校内委員会による協議が必要）</p>

**【東京都が示す発達障害の児童への支援のレベル】**

レベル1	巡回指導教員、臨床発達心理士等の助言に基づく、学級担任の指導法の工夫等により、児童が抱える困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

## (2) 指導及び支援の充実と継続性の強化

### ① ねらい

第二次実施計画では、特別な支援を要する児童・生徒への指導の充実とともに、指導及び支援の継続性を確保するために、個別の教育支援計画及び個別指導計画の確実な作成を進めてきました。平成27年度現在、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対する個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成率は100%となっています。

今後、特別支援学級においては、個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づく指導・支援を確実に進め、一貫した指導を担保するための支援ツールとして各種計画の一層効果的な活用を進める必要があります。また、支援を引き継ぐためには「就学支援シート」も子供たちの情報を集約する貴重なツールであります。第二次実施計画においては、乳幼児期の就学前期間に療育機関を利用している幼児、つまり、教育、保健、医療、福祉の各機関で作成することが必要と判断した幼児については必ず就学支援シートを作成することとして、その推進を図ってきました。現在、本市では市内の就学前の全ての幼児に対して就学支援シートを配布し、その回収率はおよそ50%となっており、支援を引き継ぐためのツールとしての認知は高まっています。

今後は、教育委員会事務局と幼稚園長会、保育園長会において幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録との整合性について十分に協議を図りながら、就学支援シートの作成及び活用の在り方に付いて改めて検証していくことが必要になります。また、就学支援シートを受ける小学校側では本シートの情報及び「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」等を十分に活用し、幼児が円滑に小学校生活に移行できるための体制を整備することが一層必要になってきます。

また、「障害者の権利に関する条約」の批准に伴う、各種法令の改正等に対応し、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒にあっても、校内委員会の判断の下、個別指導計画の作成、活用、評価を確実にを行うことで、一人一人の実態に応じた指導内容・指導方法を明確にし、そのもてる力を十分に伸ばすことが重要となります。また、学校教育のみならず、医療や福祉、心理等の専門機関との協働による支援体制を引き継いでいくためにも、個別の教育支援計画を十分に活用し、生活全般にわたる支援を明確にし、各機関が連携した支援を継続的に行っていくことが重要です。

項目	第二次実施計画	第三次実施計画
個別の教育支援計画の作成、活用、評価	書式の統一	東京都教育委員会が示す「学校生活支援シート」の活用事例を検証し、清瀬市版学校生活支援シートを開発する。
	作成対象の規定	個別指導計画を作成する児童については学校生活支援シートを作成し、指導・支援の継続性を強化する。
個別指導計画の作成、活用、評価	書式の統一	東京都教育委員会が示す書式を基本とし、本市が現在作成している書式における必要事項をすり合わせ、清瀬市版個別指導計画の書式を作成する。
	作成対象の規定	固定の特別支援学級在籍児童・生徒並びに東京都型特別支教室、清瀬市型特別支援教室に在籍する児童、合理的配慮の申し出のある児童・生徒については、その全てに対して個別指導計画を作成する。(各校において現在作成対象として児童・生徒の作成に制限するものではない)
就学支援シートの作成、活用	個別の教育支援計画への引き継ぎ	保育園長会・幼稚園長会を通して就学支援シート作成の趣旨等を改めて周知し、引継ぎ資料としての効果的な活用を進める。 小学校における就学支援シートの効果的な活用に向けて特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて指導の徹底を図る。 「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」を全面的に実施する。

② 個別の教育支援計画及び個別指導計画、就学支援シートの具体的な活用の在り方

- ア) 個別の教育支援計画については、東京都教育委員会が示す「学校生活支援シート」に基づいて、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて、本市の実態に清瀬市版学校生活支援シートの作成を進めます。
- イ) 個別指導計画の作成、活用、評価については、これまでの特別支援学級における活用事例を検証し、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて、特別支援学級を含む、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する全ての学級において、その作成及び活用を促進します。
- ウ) 個別指導計画については、東京都教育委員会が示す書式を参考としながら、本市特別支援学級で作成してきた書式から、必要となる項目をすり合わせ、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて本市独自の清瀬市版個別指導計画としての書式を作成します。
- エ) 各種計画については、義務教育修了後のキャリア選択を見据えて活用するものとし、その観点に基づいた作成、活用、評価の在り方や継続性の担保について特別支援教育コーディネーター連絡協議会を中心として研究・協議します。

### ③ その他の充実

#### ア) 保・幼・小連携の充実

- i 就学支援シートについては、これまでの取組を継続し、個別の教育支援計画及び個別指導計画への引き継ぎが円滑に行なわれるよう、特別な支援が必要となる児童については、各学校に対して教育委員会事務局による作成支援を行います。
- ii 就学支援シートについては、その作成、活用が促進されるよう、必要に応じて就学相談員、特別支援教育巡回指導員、指導主事等が各園において、保護者向けの説明会を行ったり、保・幼・小合同研修会において説明したりします。
- iii 「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」を市内全ての就学前教育機関と小学校において、全面的に実施し、小学校への円滑な就学につなげます。
- iv 保・幼・小合同研修会において、「清瀬市保・幼・小接続カリキュラム」の内容の確認とともに、同接続カリキュラムにおける「アプローチカリキュラム」の実施を保育園・幼稚園に依頼します。また、小学校においては保育園と幼稚園の指導内容や指導形態等の違いによる幼児の育ちの違いについて十分に理解を深め、全ての幼児の育ちに対応した受け入れ体制を構築します。
- v 小学校では、教育課程に「スタートカリキュラム」の内容を確実に位置付け、「アプローチカリキュラム」を受けた指導を確実に実施します。

#### イ) 学校における支援の充実

- i 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、合理的配慮の提供が法的義務となることに鑑み、学級経営補助員制度の在り方について検討します。また、検討にあたっては、学校における特別支援教育及びその他の教育課題の改善・解決など、包括的な視点に立った支援の在り方の検討を進めます。

### (3) 相談体制の整備及び機能強化

#### ① ねらい

第二次実施計画では、児童・生徒一人一人に最も適した学習環境の提供を行うとともに、相談の対象となる児童・生徒及び保護者等の負担軽減を図り、円滑な相談体制を構築するために就学相談の在り方を見直してきました。また、誕生から就労までを見据えた一貫した相談・支援体制の構築を図るために、教育のみならず、福祉、医療、心理、労働等が連携したワンストップ総合相談支援機関の構築を実現するために市長部局と教育委員会が連携して全庁的で横断的なプロジェクトチームを編成し、「清瀬市総合相談支援センター」の設立に向けた協議を進めてきました。

今後、「障害者の権利に関する条約」の批准に伴う、「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成28年4月1日施行）に当たり、共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築により、障害のある子供も障害のない子供も共に学び、生きる社会を創造するための取組を清瀬市全体として一層強化しなければなりません。そのためには、各種相談機能の充実を一層進めることが必要です。

就学相談においては、本人及び保護者の意向をこれまでに以上に十分に聴取するとともに、関係機関等との連携に基づく情報収集を徹底し、当該の児童・生徒の学びをしっかりと保障できる学習の場を提供することが一層重要となります。また、就学先の決定後も継続的に相談・支援を行うことのできる体制作りが一層重要となります。また、教育のみならず、福祉、医療、心理、労働等がこれまでに以上に連携を密にし、生涯を見据えた一貫した指導・支援の体制を構築することが必要です。

項目	第二次実施計画	第三次実施計画
就学支援体制の整備	就学手続きの見直しと実施	事前相談確保のための実施日の検証 就学先決定後の継続相談の在り方検証
	就学時健康診断の見直しと実施	就学時健康診断における専門家チーム（仮称）の計画的な派遣
	就学指導委員会見直しと実施	就学支援委員会の役割の明確化 就学支援委員会の名称及び構成人員の在り方の検討
総合相談支援センター化構想	総合相談支援センター化への協議・検討	本開設に向けて、仮開設を通じた実践的な課題の検証

#### ② 就学相談体制の見直し及び相談機能の強化

ア) 児童・生徒及び保護者等との事前の相談期間を十分に確保するとともに、確実な実態把握を行うために就学相談員、特別支援教育巡回指導員等による事前観察のための体制整備を行います。

イ) 就学先決定後においても、引き続きの支援及び相談機能の拡充を図るために、就学先の校長及び学級担任等と連携したフォローや合理的配慮の等の相談・支援体制の整備を行います。

ウ) 校内委員会の機能を強化し、就学相談及び特別支援教室入退級判定員会との連携を一層緊

密にします。また、校内委員会の開催に当たっては、特別支援学級及び特別支援教室入級を見据えた協議を充実させるために、必要に応じて就学相談員、特別支援教育巡回指導員、指導主事等の専門家を計画的に参画させます。

エ) 就学時健診に当たっては、就学相談員、特別支援教育巡回指導員等が積極的に参画し、特別な支援を要する幼児の実態把握に努めるとともに、当該校の校長と連携し、円滑な就学に向けた相談へのつなぎ機能を発揮できる体制を構築します。

オ) 就学相談員、特別支援教育巡回指導員、指導主事等による連携をより一層緊密にし、特別な支援を必要とする児童・生徒の情報収集に努めます。

カ) 就学支援委員会は、就学先の判定のみにとどまらず、可能な合理的配慮の確認を行える組織とするため、名称や構成人員等についての検討をしていく必要があります。

### ③ 総合相談支援センター化構想の実現に向けた取組

平成27年度まで継続した市長部局と教育委員会が連携した全庁的なプロジェクトチーム会議を踏まえ、総合相談支援センター開設に向けた課題を整理するとともに、仮開設を通して本開設に向けての準備を行います。

## (4) 評価

### ① ねらい

本計画が3ヵ年計画であることを鑑みて、1年間ごとの形成的評価を進めることにより、清瀬市の実態やニーズの変化及び国や東京都の動向等に適切に対応した計画となるように適宜修正を加えていく必要があります。

項目	第二次実施計画	第三次実施計画
評価	評価組織の検討・立ち上げ	計画の随時の確認と年度ごとの計画の見直し及び修正
	評価の実施と評価の修正	
	平成28年度以降の推進計画 立案組織の検討	立案組織の立ち上げ及び平成31年度以降の推進計画の立案

### ② 本計画の検証と評価の在り方

ア) 実態と変容からみた本計画の妥当性を検証・評価します。

- i 特別支援学級設置校長連絡会等の機能を活用し、本計画の進捗状況に関する確認を随時行うとともに、確認した内容については定例校長会等を通じて随時報告します。
- ii 本計画の検証・評価及び内容の修正については、特別支援教育に関する学識経験者からの知見を得ながら進めることに努めます。
- iii 教育委員会事務局は、検証・評価結果を基に本計画を修正した場合には、その都度教育長へ報告するものとします。
- iv 教育委員会事務局は、教育長決裁のもと、修正された本計画を次年度計画として推進します。

イ) 平成30年度に平成31年度以降の本市における特別支援教育を推進するための計画を立案します。

- i 本計画検討委員会を「平成31年度以降の推進計画検討委員会」として機能させることを視野に入れ、平成31年度以降の推進計画を検討する組織を立ち上げます。
- ii 平成30年度に、平成31年度以降の推進計画立案に係る検討を実施し、第四次実施計画として制定します。

### 第3章 関係機関における取組の充実に向けて

#### 1 副籍制度の充実

##### ① ねらい

本市では、平成19年度より、地域指定校決定システムの構築により間接的交流を主とした副籍制度による交流が進められてきました。第二次実施計画の期間中に、都立特別支援学校に就学する児童・生徒の全てが副次的な籍をもつことが定められました。この制度への円滑な移行を果たす為に、就学相談における事前相談の際には、相談者に対して副籍制度の趣旨を十分に周知し、円滑な移行を実現することができました。現在、都立清瀬特別支援学校との連携のもと、間接的交流においても単に学校便り等を交換するに留まらず、地域指定校の児童・生徒がメッセージカードを添える「お便りシート」の交換も活性化が図られています。間接的な交流の充実はもちろんですが、今後、共生社会の実現を図るためインクルーシブ教育システムの構築が提言された、その理念の基、直接的な交流の充実を図ることも必要です。そのためには本人及び保護者の意向を十分に聞き取り、児童・生徒の実態に即した交流計画の立案が重要になってきます。都立特別支援学校との連携を一層強化し、本市の副籍制度への取組を都立特別支援学校在籍児童・生徒及び保護者向けに周知を図るなど、副籍制度のより一層の推進を図り、共生社会の実現に向けた交流活動を進めなければなりません。また、副籍制度実施に当たっての手続きの円滑化や活動の充実を図るために、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通じて、事務的な手続きや交流活動の実践に関する研修及び協議を進めていくことが必要です。

項目	第二次実施計画	第三次実施計画
副籍制度の充実	各校における副籍制度と交流及び 共同学習の推進	特別支援教育コーディネーター連絡協議会 等において研修や情報交換を行い、副籍制度 による交流活動を充実させる。
	副籍事例の集約	
	研修会の実施	

##### ② 副籍制度充実の具体的な在り方

ア) 児童・生徒の理解啓発として、これまでの実績を基にさらに交流活動の充実を図ります。

- i 直接的交流を実施する児童・生徒の増加を目指し、間接的交流におけるお便り等の配布方法の工夫、「お便りシート」の積極的な活用を進めます。
- ii 都立特別支援学校との連携を強化し、都立特別支援学校における保護者会等に積極的に参画し、本市の副籍制度に対する取組の周知を図ります。

イ) 各種研修会等をとおして、副籍制度の更なる充実を図ります。

- i 副籍制度に対する理解を深める為に、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等に都立特別支援学校長や特別支援教育コーディネーターを講師として招へいした研修会を継続的に

実施します。特に共生社会の実現を図るために、実際の交流活動を保護者や地域住民等が参観し、地域との関係を確立できるような活動の設定について、その方策の立案や事例検討等の研修を実施します。

- ii 都立特別支援学校との連携強化により、副籍制度実施の事前学習として都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター等による出前授業を実施するなど、児童・生徒への理解・啓発活動を活性化させ、地域指定校児童・生徒の特別支援教育に対する理解を深め、副籍制度を充実させます。

## 2 専門家チームによる学校支援について

### (1) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方について

#### ① ねらい

第一次実施計画の実施から、都立清瀬特別支援学校のセンター的機能としての支援を受け、市内小・中学校への巡回支援を行ってきました。第二次実施計画の施行に伴い、本市固有の特別支援教育巡回指導員及び指導主事、就学相談員等がチームとなって特別な支援を要する児童・生徒への巡回支援を開始しました。今後、これまで巡回支援を行ってきた特別支援教育巡回指導員、就学相談員、指導主事等を中心とし、教育相談センターや子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター等に所属する専門家を支援に当たる一つのチームとして捉え、本市の現状に鑑みた専門家チームの編成を行うことが必要になります。

関係機関との連携については、学校のみで対応が困難なケースについては、スクールソーシャルワーカー(\*33)、子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター等が外部の専門家として、学校支援を行う体制が構築されてきています。今後、特別支援学級に在籍する児童・生徒はもちろんのこと、通常の学級に在籍する知的な遅れのない、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム等の児童・生徒あるいは、養育上の困難に起因する発達障害様の態様を示す児童・生徒への対応についても一層関係機関が連携を深め、課題を多角的に見極め、専門的で、系統的な指導・支援を提供していくことが必要となってきます。そのため、現在、教育委員会指導課、教育相談センター等に配置されている専門的知見を有する職員を専門家チームとして再編し、心理面、発達面、個別指導面等で具体的なアドバイスを行うことのできる支援体制の整備を検討しなければなりません。上記のような関係機関との連携拡大・強化を図るための取組を一層推進し、専門家としてのチーム支援を充実するとともに、学校からの相談窓口を明確にしていくことが必要です。

項目	第二次実施計画	第三次実施計画
巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方について	スクールカウンセラー事業の効果検証	教育相談室配置の心理士との連携の一層の強化
	スクールソーシャルワーカー事業の効果検証	スクールソーシャルワーカー活用事例の検証と連携の一層の強化
	専門家チームの構成・役割の研究	特別支援教育巡回指導員、就学相談員、指導主事、スクールソーシャルワーカー、教育相談室相談員等の専門家の連携に基づくチーム支援の強化
	特別支援教育巡回指導員、就学相談員事業の効果検証	特別支援教育巡回指導員の活用事例の検証と連携の一層の強化 就学相談員の相談及び支援事業の検証とフォロー相談の一層の強化



### 3 理解啓発の推進

#### (1) 保護者・市民等に対する広報活動等の在り方

##### ①ねらい

第二次実施計画では推進計画リーフレットの作成・配布、市ホームページへの推進計画の提示、市報による特別支援教育の理解啓発に係る記事の掲載等の取組を行ってきました。今後は「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」の施行等、新たな障害者施策の考え方のもと、特別支援教育の理念を学校に止まらず、広く市民にも理解を進めることで、障害の有無に関わらず、地域で共に生きる仲間としての意識の醸成を図ることが今後一層必要になります。市報やホームページ等、保護者や市民が身近に触れることのできるツールを効果的に活用し、特別支援教育の理念を広く保護者や市民に根付かせていくことが今後一層重要な課題となります。

項目	第二次実施計画	第三次実施計画
保護者・市民等に対する広報活動等の在り方について	推進計画概要版・リーフレットの作成と配布	推進計画概要版・リーフレットの作成とホームページ・市報等による広報
	各種様式の捉え方と副籍制度を内容としたリーフレット作成と配布	各種様式の捉え方等に関する保護者向け研修会の開催
	事務局の諸会議等への参加・講演	関係各部及び保護者等が主催する研修会、講演会等への積極的な参加
	ホームページ・広報紙等による広報活動	教育委員会事務局及び学校における取組の即時的な情報公開の促進

##### ② 保護者・市民等に対する具体的な広報活動の在り方

ア) これまでの実績を基に、保護者・市民等に対して理解啓発の一層の充実・強化を図ります。

- i 教育委員会事務局は本計画の概要版やリーフレットを作成し、学校や関係機関等を通じて、保護者・市民等へ配布するとともに、市ホームページ等への掲載を通して保護者・市民等への理解啓発活動を進めます。
- ii 教育委員会事務局は保護者や市民等で構成される諸会議、講演会等へ積極的に参加し、特別支援教育に係る講演等を行うことで、保護者・市民等への理解啓発活動を一層進めます。
- iii 教育委員会事務局は市ホームページや市報、教育委員会だより等を活用して、本市における特別支援教育の取組を即時的に紹介することで、保護者・市民等に対して理解啓発活動を進めます。
- iv 学校は保護者会や学校便り等の機会を通じて、特別支援教育に関する取組を即時的に保護者向けに紹介するとともに、必要に応じて教育委員会事務局より指導主事や特別支援教育巡回指導員等を招聘し、本市における特別支援教育の取組を保護者に紹介する機会を設定します。

## 第4章 学校における取組の充実に向けて

### 1 学校における総合的な教育体制

#### (1) 教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化

##### ① ねらい

第二次実施計画では、若手教員育成研修や10年経験者研修等の必修研修及び職層研修において、特別支援教育に関する内容を必ず位置付け、教員の職層や経験年数等に応じて、継続的に特別支援教育に関する制度や障害特性の理解、指導方法の充実に資する研修を行ってきました。特に第二次実施計画の初年度においては、本市全教員を対象とした特別研修において、特別支援教育の理念や具体的な対応について学ぶ機会を設けるとともに、教育委員会訪問における指導・助言のテーマを特別支援教育として、具体的な指導方法の改善・充実に資する指導・助言を行ってきました。現在、本市の多くの学校でユニバーサルデザイン(\*34)の視点に基づく教室環境の整備や指導方法の工夫・改善が図られ、確実に教職員の意識が高まっています。今後は現在の取組を一層充実させるために、本市における特別支援教育に関する研修をより実践的な内容にし、職層や経験年数等に対応できるよう効果的に研修体系に位置付けるとともに、東京都教育委員会や都立特別支援学校が主催する研修会や学校公開等に積極的に参加し、児童・生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応するための実践力を高めなければなりません。

教員の専門性及び資質の向上とともに、校内体制の強化を図るためには特別支援教育コーディネーターの専門性及び資質の向上も重要です。第二次実施計画では特別支援教育コーディネーター研修にステージ制を導入し、特別支援教育コーディネーターの経験や校長の育成方針に基づいてステージを選択し、特別支援教育コーディネーターの現状に基づいて専門性及び資質の向上を図ってきました。今後は合理的配慮の提供に関わり、特別支援教育コーディネーターの役割が一層重要になってきます。合理的配慮の提供を議論する場となる校内委員会のリーダーとしてのイニシアチブ、制度の理解や対外折衝力等の一層の向上が望まれます。また、第二次実施計画では各校に複数の特別支援教育コーディネーターを指名することを目指しました。現在、大半の学校で2名以上の指名が行われ、相談体制の強化が図られています。今後は複数の特別支援教育コーディネーターが指名されている利点を十分に活用し、教員の異動等により子供たちへの支援が途切れず、円滑な引継ぎが行われるように校内体制の構築やOJTによる人材育成を行っていくことが必要です。

項目	第二次実施計画	第三次実施計画
教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化	特別支援学級設置校長連絡・研修会（副校長連絡・研修会）の市内における位置付け・組織構成の確認と特別支援教育の推進	障害種別に応じた教育課程、指導内容、指導方法の検証 特別支援教育に係る各種取組の進捗管理 特別支援教育推進のためのリーダーシップの発揮
	特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置付け・職の明確化 連絡研修会等 教職員向け研修会 全校複数指名	特別支援教育コーディネーターの実践力の向上 連絡協議会の開催 全校複数指名の確実な実施
	ライフステージに応じた研修会実施 市主催研修会実施 専門家との連携 各校研修会へ参画	職層や経験年数等に応じた研修会実施 市主催研修会の充実による専門性の向上 専門家チームとの積極的な連携

② 具体的な教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの具体的な役割  
ア) 管理職の専門性及び資質の向上を図ります。

- i 特別支援学級設置校長連絡会を特別支援教育推進に係る中心的組織として位置付けるとともに特別支援教育に係る各種取組の即時的な評価を行います。
- ii 特別支援学級設置校長会における議事については、特別支援学級設置校長会と教育委員会事務局において協議の上、校長会もしくは校長連絡会において周知を図ったり、伝達を行ったりして、市内全校における共通理解を図ります。
- iii 障害種別に応じた教育課程、指導内容、指導方法についての検証を行い、特別支援教室及び特別支援学級の指導の充実に資する協議を行います。

イ) 特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、専門性及び資質の向上を図ります。

- i 学校は学校便りや保護者会等の機会を通じて、保護者に対して特別支援教育コーディネーターの役割とともに、自校の指名の状況を明確に周知し、相談の機会を確実に確保します。
- ii 校務分掌における特別支援教育コーディネーターの位置付けを校内委員会主任として明確に位置付けます。
- iii 特別支援教育コーディネーターの複数指名を確実に実施します。指名にあたっては、特別支援教育に関する専門性のみならず、所属校における勤務年数や担当学年・教科等のバランスを考慮し、全ての児童・生徒の実態が確実に把握されるとともに、教員の異動等により支援が途切れることのないように配慮した複数指名を行います。
- iv 特別支援教育コーディネーター連絡協議会に研修機能をもたせ、専門性及び資質の向上を図るとともに、学校間並びに関係機関との情報共有の場としても活用し、実践的な協議を行います。
- v 東京都型特別支援教室並びに支援ルームへの入室にあたっては、校内委員会の機能強

化が重要となります。このことに伴い、特別支援教育に係る各種制度及び児童理解のための能力を向上させます。

ウ) 教職員の専門性及び資質の向上を図ります。

- i 特別支援教育をテーマとして、教員の職層や経験年数等に応じた研修の体系化を図ります。
- ii 学びのユニバーサルデザインの観点に基づき、学習環境の整備や指導方法の工夫・改善を図るための研修や合理的配慮の提供に関する基礎的理解を深めるための研修を重点的に実施します。
- iii 各学校の教育課程の編成にあたっては、基礎的環境整備の推進とともに、合理的配慮の提供に関する内容を位置付けます。

エ) 研修内容の充実を図ります。

- i 清瀬市教育委員会が主催または共催する各種研修会等には指導主事、就学相談員、特別支援教育巡回指導員、相談センター相談員、スクールソーシャルワーカー又は都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター等の専門家を1名以上は参画させることで研修内容の充実を図ります。
- ii 各校における研修会や校内委員会には学校の要請に基づき指導主事、就学相談員、特別支援教育巡回指導員、相談センター相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に派遣し、内容の充実を図ります。

オ) 東京都における人事交流を積極的に活用し、市内の教育活動の活性化を図ります。

東京都の公募制度等を活用し、特別支援学校、特別支援学級と通常の学級間での異校種間異動を活発に行い、相互啓発につなげます。

## (2) 校内委員会の充実

### ① ねらい

第二次実施計画では、特別支援教育コーディネーターを校内委員会主任として位置付けることで、校内委員会の定期的な開催とともに不定期開催も可能としました。現在、校内委員会の活性化が図られ、校内において特別な支援を必要とする児童・生徒の共通理解が進むとともに、特別支援教育巡回指導員等の専門家を招聘することで、具体的な指導や対応の改善が図られています。今後、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、基礎的環境整備の推進及び合理的配慮の提供に関する議論を行う場として校内委員会の機能強化が引き続き極めて重要になります。また、小学校においては東京都型特別支援教室入室に係る議論も校内委員会の役割として十分に行うことが求められます。

項目	第二次実施計画	第三次実施計画
校内委員会の充実	校内委員会の機能強化	校内委員会の機能強化 校内委員会の役割の明確化

### ② 校内委員会の具体的な在り方

ア) 校内委員会の機能の強化と役割の明確化を図るために、以下のことを進めます。

- i 校内委員会の位置付けを校務分掌として明確に常設委員会とすることで、特別支援教育コーディネーターの主催により定期的な開催とともに不定期開催を可能とすることで、事案に対して即時的に対応する体制を構築します。
- ii 特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、関係機関や各種専門家等とのネットワーク構築を行うことで、対外的な連絡・調整を円滑に進めます。
- iii 校内委員会へ特別支援教育巡回指導員、就学相談員、指導主事、教育相談センター相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に招聘し、具体的な課題解決につなげることの出来る会議体とします。
- iv 校内委員会に関わる教員は、特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨の理解に努め、児童・生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応できる会議体とします。
- v 小学校においては、東京都型特別支援教室入退室判定に関わる機能を併せもつことから、市特別支援教室入退室判定委員会（仮称）との連携を円滑に行うとともに、臨床発達心理士等（\*35）の専門家からの助言を積極的に導入します。

## 用語解説

### (※1) 共生社会

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。(中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)より)

### (※2) 特別支援教育

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。(文部科学省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より)

### (※3) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)より)

### (※4) 児童・生徒の将来の社会参加・自立

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」(平成22年 東京都教育委員会)の冒頭で謳われている。東京都における特別支援教育は、教育行政、学校関係者、保護者、都民の協力により、障害のある児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を支援するために進められるとされている。

### (※5) 清瀬市長期総合計画

市の目指すべき将来像を示し、これを実現するための長期的な計画を示したもので、基本構想、実施計画で構成されている。第4次清瀬市長期総合計画基本構想は、平成27年9月清瀬市議会で議決された。平成37年度を目標年度とし、3年ごとに見直しを図っていく実行計画を定め、平成28年度から開始する。

### (※6) 欠番とする。

### (※7) 清瀬市教育総合計画マスタープラン

清瀬市教育総合計画検討委員会の答申「活き活きと学びあう清瀬」を踏まえ、教育委員会事務局が実施計画を立案し、教育委員会で審議し決定したもの。清瀬市教育委員会が、市政の基本方針である「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の視点に立ち、市民とともに考え歩いていく行動指針。

### (※8) 清瀬市特別支援教育推進計画(第二次実施計画)

清瀬市における特別支援教育の基本的な方向性について、平成18年度に設置された「清瀬市特別支援教育検討委員会」で検討され、特別支援教育に移行していくためにまとめられた「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)」の理念を受け、平成25年2月に策定された3カ年における行政計画。

### (※9) 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画

平成22年度に東京都教育委員会により策定された「東京都特別支援教育推進計画」で、平成28年度ま

での6年間を基本期間とする都における特別支援教育推進の基本的な方向が示されている。

(※10) 障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。その内容は、合理的配慮の否定を含む、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等が示されている。我が国は平成26年1月20日に締結し、2月19日に本条約は我が国において効力を発生している。

(※11) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、障害者基本法の改正にも関わる制度改革の基本的方向性について示したもの。（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月報告より）

(※12) 特別支援教育コーディネーター

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者のために、学校内及び関係機関との連携・調整を行なう教職員のこと。清瀬市では、第一次実施計画期間中に、全ての市立小・中学校に設置された。（文部科学省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」より）

(※13) 特別支援学級

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のこと。学校教育法（昭和22年法律第26号）の第81条に規定される。学校教育法（昭和22年法律第26号）の第81条第2項本文には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。」と定められ、各号には、次の者が掲げられている。「知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの」

(※14) 特別支援学校

学校教育法に基づき、特別な支援が必要な者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難の改善等に関する指導を行うために都道府県が設置する学校。特別支援学校に就学すべき障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3に定められている。地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。（文部科学省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」より）

(※15) 校内委員会

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対し、個々のニーズに応じた適切な教育や支援を行なうことを目的として小・中学校に設置する委員会のこと。（文部科学省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」より）

(※16) 特別支援教育巡回指導員

特別支援教育に関する専門的知識・技能を有し、学校でも職務経験があり、市立小・中学校を巡回して特別支援教育に関して教職員への指導を行う者のこと。平成24年度現在で、3名がその任に当たっている。

(※17) 個別の教育支援計画

教育、保険、医療、福祉、労働等の関係機関との連携に基づき、乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を目的として、LD（学習障害）等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと。（清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」より）

(※18) 個別指導計画

児童・生徒の障害の状態に応じた最もふさわしい教育を保障するために、就学前の療育機関の職員や区市町村教育委員会の担当者、小学校や特別支援学校教員等の連携に基づいて作成する計画のこと。本計画作成支援のため、清瀬市では特別支援教育巡回指導員や清瀬特別支援学校特別支援教育コーディネーターが市立小・中学校を巡回指導している。(清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より」)

(※19) 就学支援シート

就学が決定した後、幼稚園、保育園、療養機関等における子どもたちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に、あるいは、小学校での様子を中学校や特別支援学校中学部に引き継ぎ、特別な支援が必要な子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくため作成するもの。平成26年度現在、市内幼稚園・保育園から市立小学校への引き継ぎの実施率は50パーセント程度である。(清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より」)

(※20) 特別支援教室

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。本市では平成24年度に、全ての市立小学校に学習を中心とした困難さの解消を目的として指導を行う教室を設置し、各校が〇〇ルームの名称を付けて、専任の職員を配置している。一方、平成28年度より東京都では情緒障害通級等指導学級が、順次、特別支援教室(東京都型特別支援教室)に変更となる。特別な指導を行う教室を全ての公立小学校に設置することで、学級が設置された学校に児童が通って特別な指導を行う形態から、教員が巡回して指導する形態となる。「子供が動く」から「教員が動く」を具現化した形態である。

(文部科学省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)」、平成27年「保護者の皆様へ小学校の「情緒障害等通級指導学級」が「特別支援教室」に変わります 平成28年度から特別支援教室での指導を開始します。」より)

(※21) 交流及び共同学習

教科や道徳、特別活動(学級活動、児童会又は生徒会活動、小学校のクラブ活動)、総合的な学習の時間において、当該児童・生徒が地域指定校の授業に参加し、「経験の拡充と相互理解」を図ること。地域指定校の児童・生徒が在籍校へ来て、当該児童・生徒の学級等で交流及び共同学習を行う形態もある。(東京都教育委員会 平成19年「特別支援教育のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～【最終報告】より」)

(※22) 副籍制度

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に籍を置くこと。(清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より」)

(※23) 間接的交流

地域指定校の教育活動を知り、同年代の児童・生徒の学校での様子や居住する地域の情報を知ingことをねらいとした「学校だよりの交換」、より詳細に地域指定校の教育活動や地域の状況について知らせることをねらう「学年だよりの交換、学校行事等の案内の交換、地域行事等の案内の送付」、当該児童・生徒と地域指定校の児童・生徒がさらに相互理解を進めることをねらう「作品や手紙、ビデオレター等の交換」を実施し交流を進めること。(東京都教育委員会 平成34年「特別支援教育のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～【最終報告】より」)

(※24) 共生地域

「障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互に理解を図り、互いに支え合いながら共にクラス地域社会」のこと。これは我が国が目指す共生社会の理念を更に具現化した概念であり、東京都教育委員会が独自に用いる用語である。(東京都教育委員会 平成26年「副籍ガイドブック」)

(※25) 直接的交流

児童・生徒の実態や指導上の必要性及び地域指定校の状況を踏まえ、当該児童・生徒が地域指定校の学校行事やPTA行事等に参加すること。(東京都教育委員会 平成19年「特別支援教育のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～【最終報告】より)

(※26) 専門家チーム

小・中学校、高等学校等からの申し出に応じて、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等か否かの判断と、対象となる児童・生徒等への望ましい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言を行う。LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等ではないと判断された場合、あるいは他の障害を併せ有するような場合にも、どのような障害あるいは困難さを有する児童・生徒等であるかを示し、望ましい教育的対応について専門的な意見を述べる事が期待される。(東京都教育委員会 平成19年「特別支援教育のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～【最終報告】より)

(※27) 清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)

清瀬市における特別支援教育の基本的な方向性について、平成18年度に設置された「清瀬市特別支援教育検討委員会」で検討され、特別支援教育に移行していくためにまとめられた報告書。清瀬市における平成19年度から平成24年度までの「第一次実施計画」として位置付けられ、平成25年度から開始される「第二次実施計画」へと理念が継承された。

(※28) 学習障害(LD: Learning Disabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。(文部科学省 平成11年「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より)

(※29) 注意欠陥多動性障害(ADHD: Attention-Deficit/Hyperactivity disorder)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものである。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。(文部科学省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より)

(※30) 自閉症スペクトラム(ASD: Autistic Spectrum Disorder)

A. 多くの状況を通じた社会的コミュニケーションと社会的相互作用の持続的な障害、B. 行動・関心・活動における固定的・反復的なパターン、これら症状が発達初期に樽斬死、症状は現在の機能で社会的、職業的、あるいは他の重要な領域において臨床的に重要な障害を引き起こすもの。(平成25年「DSM-V(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders)」アメリカ精神医学会より)

(※31) 通級指導学級

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導学級)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴等である。本市では、自閉症・情緒障害通級指導学級を清瀬第八小学校に設置している。(文 35 省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より)

(※32) 障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)

「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でないものと等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、

もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」ための法律。本法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供」が法的義務として課される。なお、「合理的配慮」とは本人及び保護者等の申し出により適用される「理にかなった調整・変更」であり、個人に対して個別の場面で提供される配慮事項である。合理的配慮の提供にあたっては、提供者にとって「均衡を失した過度の負担を課さない」場合に提供されるものであり、本人及び保護者等の申し出に対して提供が困難な場合には、代替の手段について考慮し、合意形成を図る必要がある。

(※33) スクールソーシャルワーカー (SSW)

学校を拠点に、不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る。学校と家庭、地域の橋渡しをし、行政や病院など外部機関同士のつなぎ役を果たすこともある。国家資格ではないが、教員免許や社会福祉士の資格を持つ人になる場合が多い。約 100 年前に米国で生まれた仕組み。

(※34) ユニバーサルデザイン (UD)

障害者の権利に関する条約第 2 条の中に、「ユニバーサルデザインは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用できる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう」と明示されている。UD はアメリカの建築家ロナルド・メイスによって提唱された理念で 7 原則の概念が提案されている。アメリカの Center for Applied Special Technology が提案している「学びのユニバーサルデザイン」では、教師が学習者に対して (1) 情報や知識を得て理解するための多様な提示方法を駆使、(2) 児童・生徒が理解したことを表現するための多様な表現方法を駆使、(3) 学習への興味ややる気を持続して課題に取り組むための多様な参加の方法の駆使と 3 原則をあげ、教師が学習者の様々なニーズに合わせた多様なアプローチを用意することの重要性を提案している。

(LD・ADHD 等関連養護集【第 3 版】一般社団法人日本 LD 学会編)

(※35) 臨床発達心理士等

「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格所持者であり、東京都型特別支援教室導入校を巡回する。いずれも発達に関わる専門家であり、児童の行動観察を行い、障害の状態を把握したり、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言する。

## 資料

- 1 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会設置要領
- 2 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿
- 3 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会開催状況

## 資料1 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会設置要領

(設置)

第1条 清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）を評価・点検するとともに、この上に立って同計画（第三次実施計画）を検討・策定するために、清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について評価・点検並びに検討・策定を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）の成果と課題及び評価に関すること
- (2) (1)を踏まえた清瀬市特別支援教育の今後の方向性に関すること
- (3) 清瀬市特別支援教育推進計画（第三次実施計画）の検討・策定に関すること
- (4) その他、清瀬市特別支援教育推進計画全般に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から、教育長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 有識者
- (2) 清瀬市教育部代表
- (3) 清瀬市健康福祉部代表
- (4) 清瀬市子ども家庭部代表
- (5) 清瀬市公立学校代表（特別支援学級設置校及び同学級非設置校）
- (6) 東京都立特別支援学校代表
- (7) 保護者代表
- (8) 事務局代表
- (9) その他教育長が必要と認める者

2 委員会は、作業部会を設置し、次の各号に掲げる者の中から、教育長が任命または委嘱する。

- (1) 清瀬市健康福祉部障害福祉課代表
- (2) 清瀬市子ども家庭部子育て支援課代表
- (3) 市内幼稚園代表
- (4) 市内保育園代表
- (5) 清瀬市公立学校副校長（特別支援学級設置校及び同学級非設置校）
- (6) 東京都立特別支援学校副校長
- (7) 市内発達支援機関代表
- (8) 清瀬市教育相談センター（教育相談室主任及び特別支援教育巡回指導員）

(9) 事務局代表

(10) その他教育長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、教育長が委員の中から指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員長は、作業部会を召集することができる。

(謝礼)

第7条 委員会に出席した委員並びに第6条2の規定に基づき出席を求められた者で、必要があると認められた者に対しては、謝礼を払うことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、清瀬市教育委員会教育部指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほかに必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

## 資料2 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会委員名簿

### 1 策定委員会

	氏名	区分	役職及び所属名
1	岩井 雄一	有識者	十文字学園女子大学児童教育学科教授（委員長）
2	絹 良人	清瀬市教育部代表	清瀬市教育委員会教育部長（副委員長）
3	八巻 浩孝	清瀬市健康福祉部代表	清瀬市健康福祉部長
4	増田 健	清瀬市子ども家庭部代表	清瀬子ども家庭部長
5	大谷 憲司	清瀬市公立学校代表	清瀬市立清瀬小学校長
6	小池 雄志郎	清瀬市公立学校代表	清瀬市立清瀬第五中学校長
7	土田 豊	東京都立特別支援学代表	東京都立清瀬特別支援学校長
8	菊間 英子	保護者代表	清瀬市手をつなぐ親の会会長
9	栗林 昭彦	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部参事兼指導課長事務取扱

### 2 作業部会

	氏名	区分	役職及び所属名
1	新井 勘資	清瀬市健康福祉部障害福祉課代表	清瀬市健康福祉部障害福祉課長
2	矢ヶ崎 直美	清瀬市子ども家庭部子育て支援課代表	清瀬市子ども家庭部子育て支援課長
3	内野 光裕	市内幼稚園代表	学校法人内野学園 清瀬ゆりかご幼稚園理事長
4	今野 美奈	市内保育園代表	清瀬市立第一保育園園長
5	岩崎 吉伸	清瀬市公立学校代表	清瀬市立清瀬第八小学校副校長（特別支援学級設置校）
6	斉藤 節子	清瀬市公立学校代表	清瀬市立清瀬第二中学校副校長（特別支援学級非設置校）
7	伴 比佐志	東京都立特別支援学校代表	東京都立清瀬特別支援学校副校長
8	田中 慶子	市内発達支援機関代表	清瀬市子どもの発達支援・交流センターとことこセンター長
9	中島 敏明	清瀬市教育相談センター代表	清瀬市教育相談センター教育相談室主任相談員
10	植村 芳美	清瀬市教育相談センター代表	清瀬市教育相談センター特別支援教育巡回指導員
11	栗林 昭彦	教育委員会事務局代表	清瀬市教育委員会教育部参事兼指導課長事務取扱

### 3 事務局

	氏名	区分	役職及び所属名
1	栗林 昭彦	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部参事兼指導課長事務取扱
2	小熊 克也	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部指導課副参事 統括指導主事
3	佐藤 裕樹	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部指導課指導主事

### 資料3 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会開催状況

#### 第1回 評価・検討委員会（平成27年11月24日 開催）

- 委員委嘱 ○概要説明 ○委員長選出
- 「清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）」の実施状況に関する評価
- 基本方針・基本計画について協議 ○今後の日程について協議

#### 第1回 作業部会（平成27年12月21日 開催）

- 委員委嘱 ○日程に関する確認
- 第一部 清瀬市特別支援教育推進計画（第三次実施計画）について
  - 第1章 計画の基本的な考え方（計画の目的、位置付け、期間）
  - 第2章 第二次実施計画の成果と課題
- 第二部 第三次実施計画の具体的な展開
  - 第1章 清瀬市の方針と実態

本会では、主として「清瀬市における成果と課題」について確認しました。ここで確認された「成果」についてはさらに発展させることを、「課題」については第三次実施計画で解決策を着実に進めるようにしなければならぬとされました。

#### 第2回 作業部会（平成28年1月14日 開催）

- 第二部 第三次実施計画の具体的な展開
  - 第2章 教育委員会の取組の充実に向けて
    - 1 特別支援教育体制の整備
  - 第3章 関係機関の取組の充実に向けて
    - 1 副籍制度の充実
    - 2 専門家チームによる学校支援について
    - 3 理解啓発の推進

本会では、教育委員会における取組の充実を図るために、「特別支援教室、特別支援学級、通常の学級の取組」、「個別の指導に関する各種計画の作成及び活用」、「相談体制の整備及び機能強化」について検討・確認しました。また、関係機関における取組の充実を図るために、「副籍制度の充実」、「専門家チームによる学校支援」、「理解啓発の推進」について検討・確認しました。

### 第3回 作業部会（平成28年2月5日 開催）

#### ○第二部 第三次実施計画の具体的な展開

#### 第4章 学校における取組の充実に向けて

##### 1 学校における総合的な教育体制

本会では、学校における取組の充実を図るために、「教員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化」及び「校内委員会の充実」について検討・確認されました。また、異校種間の接続に関する情報交換を行い、それぞれの立場から円滑な就学を迎えるための指導内容や指導方法についての確認を行いました。

### 第2回 評価・検討委員会（平成28年2月17日 開催）

#### ○作業部会による作成案に対する協議・検討

「障害者差別解消法」の施行に伴う合理的配慮の考え方に基づく取組の方向性や就学支援委員会の機能強化等について議論されました。また、清瀬市型特別支援教室と東京都型特別支援教室との関連については、第二次実施計画との整合について意見が出され、今後の方向性についての提言を受けました。

## おわりに

清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）を策定した平成25年度来、本市では特別支援教育の理念を全ての教育活動の根幹に据え、環境整備や指導内容・方法の工夫・改善を図って参りました。

本市が目指す特別支援教育は、その対象を障害のある子供たちに止めず、全ての子供たちの教育的ニーズに柔軟に対応すべく、子供たちの丁寧な実態把握、その実態把握に基づく指導改善を図るものであります。第二次実施計画の取組により、全ての学校では特別支援教育の理念に基づく児童・生徒理解を強化し、指導の改善を図っていただいております。

しかしながら、子供たちの抱える教育的ニーズは日々刻々変化し、指導者もそのニーズに対応した指導・支援を提供する責務があります。本計画の策定により、これまで担任对在籍児童・生徒という関係性であった「僕たち、私たちの先生」という感覚から、全ての子供たちが教員と1対1の関係である「僕の、私の先生」であることを実感し、充実した学校生活を送ることができるよう、教育委員会として本計画（第三次実施計画）の適切な実施に取り組んで参ります。

清瀬市教育委員会

清瀬市特別支援教育推進計画

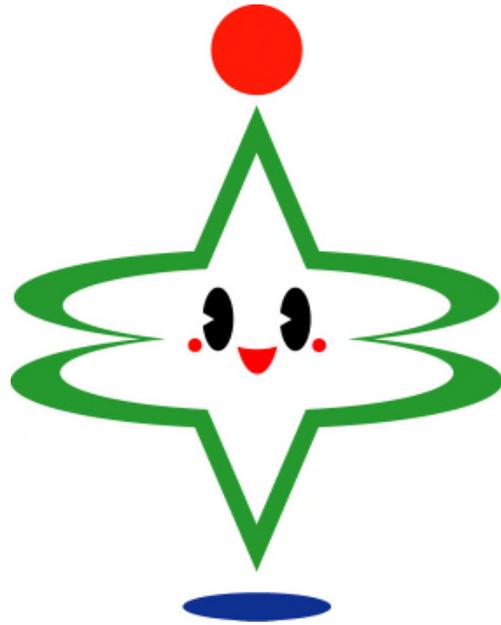
(第三次実施計画)

発行日 平成28年3月

編集・発行 清瀬市教育委員会

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目八四二番地

電話 042(492)5551



手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬